

令和 4 年 1 月 27 日

報道関係者 各位

令和 3 年度 一般会計補正予算（第 13 号）における専決処分について

標記の件について、下記のとおり令和 3 年度一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 補正予算額	926,404 千円
財源内訳	国 費 739,373 千円
	県 費 182,675 千円
	一般財源 4,356 千円

2. 事業概要

（1）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 723,873 千円
（全額国費）

対象者 ①基準日（令和 3 年 12 月 10 日）において世帯全員の令和 3 年度分の市民税均等割が非課税である世帯
②①のほか、令和 3 年 1 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

給付額 1 世帯につき 10 万円

給付対象世帯（見込） 7,180 世帯

（2）営業時間短縮協力金事業 202,531 千円
（国費 15,500 千円、県費 182,675 千円、一般財源 4,356 千円）

要請期間 令和 4 年 1 月 28 日（金）～2 月 13 日（日）

対象施設 飲食店・遊興施設・結婚式場等

協力金 1 日あたり 3 万円～20 万円

※店舗の事業規模（売上高）に応じて支給

※概要については別紙のとおり

3. 専決処分日 令和 4 年 1 月 27 日

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 総務課 財政班

担当 金子

電話：0957-62-8013（直通）

E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

まん延防止等重点措置区域指定に伴う 営業時間短縮要請

要 請 内 容

①午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、
午後8時から翌朝午前5時までの間の営業を行わないよう要請
します。

②終日、酒類の提供・持ち込みを行わないよう要請します。

※「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証の有無にかかわらず、同様に要請します。

要請期間

令和4年1月28日(金)～2月13日(日)

対象地域

県下全域 ※長崎市・佐世保市においては、1月21日～2月13日

対象施設

飲食店・遊興施設・結婚式場等
(食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗)

時短要請協力金

要請期間の全期間で 上記①・② に協力いただいた店舗を
対象に、協力金を支給します。

○支給金額

・店舗の事業規模（売上高）に応じて、店舗ごとに支給します。

中小企業等

※前年又は前々年の売上高

1日あたりの売上高（※）	協力金の支給額
7万5,000円以下	3万円
7万5,000円超～25万円以下	1日の売上高の4割 (3万円～10万円)
25万円超	10万円

大企業

※中小企業等でもこの計算方法を選択可能

1日あたりの売上減少額の4割
(上限20万円)

※詳細は、県ホームページでお知らせします。

○以下の店舗は、協力金の支給対象外です。

- ・従来の営業時間が午後8時までの店舗
- ・今回の要請前に既に廃業（または長期間休業）している店舗

◎申請方法や申請受付期間など詳細については、[2月上旬を目途に県ホームページへ掲載予定](#)です

相談窓口

電話:095-895-2618

受付時間：9時00分～17時45分